

と き：2017年6月7日
と ころ：全日通霞ヶ関ビル8階

第3回総会議案書

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

総 会 次 第

1. 開 会
2. 代表あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 2016年度活動経過
 - (1) 活動報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 会計監査報告
5. 2017年度活動計画（案）
 - (1) 活動計画（案）
 - (2) 2017年度予算（案）
6. 質疑・採択
7. 役員の確認
8. 閉会

I 活動経過

私たちは、2015年1月24日都内において設立総会を開催し、会則、活動計画、予算、役員を確認し、TPP交渉差止・違憲訴訟の会（以下「訴訟の会」という）を発足させました。

1. 主な経過

TPPを巡っては、昨年2月4日にニュージーランドにおいて協定書の署名が行われて以降、協定の批准と関連法案の取り扱いが課題となりました。昨年の第190回通常国会では、政府与党による徹底した情報開示拒否が続くなかで、国会審議が深まらず結果として継続審議となりましたが、192臨時国会では二度にわたる会期延長の末、与党の強引な国会運営の下、11月11日に衆議院、12月9日には参議院で強行採決による可決・成立となりました。

一方、アメリカ大統領に就任したトランプ氏は、選挙戦での公約どおりTPPからの離脱を正式に表明、大統領令交付に署名しました。これにより、協定の発効が事実上停止し漂流状態となっています。しかし、トランプ大統領は一貫して日米間の貿易不均衡を表明すると同時に、その是正を強く求め二国間によるFTA交渉において、対日赤字の縮小に向けた農産物等の市場開放を迫り、TPP協定を土台とした圧力が懸念されています。

また、協定の批准と関連法案の成立、さらには、昨年11月に策定された「農業競争力強化プログラム」をベースとした農業改革関連法案が今通常国会で審議され、主要農産物種子法の廃止など、今この日本の農産物生産や農業を基盤とした地域政策の更なる後退が懸念される状況となっています。

TPPは、①市民の暮らしと命への影響は計り知れず、国民が人として当たり前前に生き、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利「生存権（法25条）」が侵害されること、②国政の上で最大の尊重が必要とされる生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利「幸福追求権（法13条）」が侵害されること、③ISD条項により国が提訴されれば、規制や法制度が覆されかねず、国の「司法主権（法76条）」が侵害されること、④発効後4年間秘匿とする義務を負う秘密保持契約により、国民の「知る権利（法21条）」が侵害されること、など憲法に違反するとして、私たちは、第一次・第二次合わせて1500人を超える原告により訴訟活動を進めてきました。

しかし、裁判所は本年1月の第七回口頭弁論において、一方的に打ち切り結審、以後、忌避の申し立てに対する棄却、申し立てに対しても却下し、6月7日（水）には判決と言う状況にあります。

このようにTPPや訴訟を巡っては大きな節目を迎えますが、訴訟の大部分が棚上げされた状況であり、かつ、協定の批准に伴う国内法や政省令の改訂に伴い、「営業の自由（法22条）」や「幸福追求権（法13条）」が侵害されていることを確認し、その違憲性を追求することが必要です。

II 2017年度活動計画（案）

1. TPP協定を巡る動向

TPP協定の国内批准と関連法案の成立等を受け、国内法や政省令の改訂など大きな節目を迎えています。

政府は、国民の知る権利を侵害したまま、多くの不安と懸念の声にも耳を傾けず多数を占める国会勢力の下で、協定と関連法案の強行採決を行いました。一方、アメリカのトランプ新大統領による正式離脱を受け、TPPは大きな局面を迎えているものの、5月にベトナムで行われたTPP11では、ニュージーランドによる国内手続きが終わったこと等を踏まえ発効に向けた協議が行われるなど、その動向を注視しなければならない状況が続いています。また、国内法や政省令の改訂などによる権利の侵害も懸念されます。

当会による裁判闘争は大きな節目を迎えますが、訴訟における課題や問題が解決されたわけではなく、新たな問題も浮上していることから、仮に、却下又は棄却という厳しい判決が下された場合は控訴してたたかいます。また、関連法案の成立と国内法や政省令の改訂により、法律で補償されている当事者の権利や地位が侵害されていないか確認すると同時に、違憲・違法について確認するための第三次訴訟を準備します。これらのことから、今後の法廷闘争においても原告・会員のご支援をいただき、勝訴にむけて全力をあげることが重要です。

2. 具体的な活動計画

(1) 会員拡大

裁判闘争に勝利するためには多くの会員の支援が必要です。賛同団体・個人会員拡大と継続の取り組みを進めます。なお、会員拡大の取り組みにあたっては、ホームページなどの有効活用、各地・団体の学習会等において加入を呼びかけます。

(2) 広報活動

会報誌「TPP新聞」を発行し、当会の取り組み状況をお知らせします。また、ホームページなども活用し、リアルタイムに取り組み状況を団体・会員にお知らせするとともに、集会などの呼びかけも行うこととします。

(3) 提訴に向けた活動

控訴や第三次訴訟に向け、会員や原告の皆さんの理解の下作業を進めるとともに、口頭弁論期日等には多くの傍聴者が参加し、勝訴に向けて弁護団を支援します。

(4) 諸団体と連携した活動

昨年度同様、TPPに反対する諸団体と連携した活動を進めます。

3. 2017年度予算（案）について

訴訟費用、事務局・人件費、WEB経費など固定的な費用をはじめ、会議、通信

費、チラシ等の印刷費など支出額は多額になることが予想されます。このため、会員・団体の方々においては、引き続き入会者の勧誘や賛助団体の拡大に努めていただくよう要請します。また、会員への会費納入を粘り強く要請すると同時に、団体への賛助金を要請していきます。なお、財政運営にあたっては、支出の効率・効果的な執行と節約に努めていくこととします。

以上

「T P P交渉差止・違憲訴訟の会」役員

代 表 池住 義憲

副 代 表 和田 聖仁
藤田 和芳
永戸 祐三
石田 敦史
加藤 好一
庭野 吉也
野々山 理恵子
大河原 雅子
内田 聖子

幹 事 長 山田 正彦

副幹事長 網野 拓男

幹 事

会計担当 溝口 眞理

会計監査 筒井 信隆
辻 恵

2 0 1 6 年 度 会 計 収 支 決 算 書

2016年4月1日～2017年3月31日

(単位:円)

(収入の部)

項 目	予算額	決算額	適 用
繰 越 金	7,729,765	7,729,765	
会 費	6,000,000	4,235,743	
賛 助 金	5,000,000		2016年度は賛助の呼びかけはしなかった
雑 収 入	100,000	1,305,373	カンパ、利息、新聞有料分など
合 計	18,829,765	13,270,881	

(支出の部)

項目	細目	予算額	決算額	主 な 支 出 内 容
事務局費		4,400,000	4,982,244	
	人件費	1,400,000	1,550,000	パート雇用経費、福利厚生費
	会議室賃借費	1,200,000	1,799,827	法律事務所2F賃借料(契約変更に伴う新規契約料含む)
	通信費	700,000	622,941	TPP新聞、加入申込書、宣伝チラシ送料、総会案内
	光熱水料	500,000	436,283	コピー代、光熱水量代など
	備品等購入費	200,000	83,700	会議室椅子、レンタルテーブル、書棚、訴訟書籍など
	事務局雑費	200,000	391,683	事務用品等
	振込手数料	200,000	97,810	ゆうちょ銀行 入会金振込手数料
訴訟費		1,500,000	0	
	訴訟諸経費	1,500,000	0	
会議費		600,000	193,253	
	総会費	300,000	0	議員会館での開催のため料金はかからず
	役員会費	100,000		
	諸会議費	200,000	193,253	合宿研修会
活動費		2,000,000	1,849,527	
	諸活動費	1,000,000	953,259	海外渡航費、翻訳、会場使用料など
	活動旅費	1,000,000	896,268	弁護士会会議旅費
宣伝費		2,500,000	2,819,758	
	宣伝資料費	700,000	194,012	リーフレット、会議資料、講演会資料など
	広報経費	800,000	2,296,346	TPP新聞など
	HP経費	1,000,000	329,400	ホームページ運用経費
予備費		7,829,765	155,588	売り掛け未収入金10万円含む
合計		18,829,765	10,000,370	

※3月31日現在の収支決算

収入額(13,270,881円)－支出額(10,000,370円)＝3,270,511円は全額2017年度に繰り越します。